

対日食糧援助の開始と継続

岩本ゼミオブザーバー

柴田茂紀

<目次>

岩本ゼミ機関誌発行に寄せて

はじめに

I たたかれた扉と開かれた扉

1 援助の要請

2 対日援助供与基準とアメリカ政府の初期の対応

3 対日食糧援助の開始

II 対日食糧援助の継続要因

1 学校給食の開始

2 ガリオア終了後も望まれた対日援助

3 MSA 援助受入

4 体現化された主体性

おわりに

参考資料および参考文献

岩本ゼミ機関誌発行に寄せて

今年も機関誌第3号が発行できました。インゼミや機関誌をはじめ、ゼミの様々な年中行事の継続・拡充は、とても素晴らしいことだと思います。

3年前、私が岩本ゼミに名前ばかりのTAとして参加するようになった時、当時4回生のゼミ長、谷口君が中心となって機関誌創刊号を発行しました。その時の2、3回生だったみなさんが、今年の卒業生なんですね。

卒業おめでとう。これからしばらくは、今までとは全く違う環境で戸惑いもあると思いますが、きっと、これまで以上に充実した日々恵まれるものと確信しています。

東大(中西ゼミ)とのディベートで、当日までの着実な準備が頼もしかった濱くん、ゼミのまとめ役、OB会の幹事としてがんばっていた岡崎くん(今回も機関誌発行作業、お疲れ様)、国I受験前に「熱い気持ち」を語ってくれた猪俣くん、冷静な人間観察に定評のある川村くん、高橋さんの良き話し相手だった関さん、独特のキャラで、誰もが一目置いていた永田くん、そして、4回になった今年もディベート勉強会、経済原論勉強会と後輩を力強く支えていた清谷くん。

個性豊かなみなさんとの出会いは、自分にとって大きな財産です。毎年の言葉ですが、みなさんそれぞれの「しあわせ」をこの京都の地から祈願しております。

論文解説

今回掲載したものは、前回掲載部分で触れなかった、細かな点をまとめただけです。「おはなし」として興味のある人がいたら、期待しないで読んでみてください。

テーマは、経済援助に関する受入国政府の主体性といえます。援助供与国側の諸事情は、どの資料を読んでも書かれているので、あえて指摘せずとも理解できるでしょう。しかし、援助受入国の事情が援助受入の開始、継続に影響した点が触れられることは少なく、前回・今回の論文執筆の動機となりました。

今回の掲載分は、前回の「おまけ」的側面が否定できませんが、日本が食糧援助を受け入れるに至った諸事情を国内的・国際的側面から見た上で、なぜ、講和条約締結後も継続せざるを得なかったのか、その小さな側面を指摘していますので、「はじめに」と「おわりに」を読めば、大体の内容がわかるでしょう。大きな構図は、前回の通りなので、興味のある人は、そちらの「はじめに」と「おわりに」も併せて読んでみてください。となると、この論文解説コーナーは必要なかったのかもしれませんが、「機関誌に寄せて」が書きたかったので……

はじめに

第2次世界大戦後、国土荒廃や食糧不足のなかで日本は様々な援助を受入れていた。ユニセフからの援助をはじめ、ララ¹などの民間団体、そして GARIOA²、EROA³に代表されるアメリカ政府から GHQ⁴を経由した対日援助などが挙げられる。

これまでの先行研究の中には、相互安全保障法 (MSA) や余剰農産物処理法 (PL480)⁵ に基づく講和条約締結後の対日食糧援助に焦点を当て、農産物の過剰在庫処理に迫られた「アメリカの戦略」⁶である面を重視する傾向があった。しかし、アメリカ産農産物の過剰在庫処理の側面ばかりが強調されてしまうと、被援助国であった日本政府が、占領初期からその受入を求め、50年代後半に日本側からの辞退によって終了した事実が看過されてしまう。

たしかにアメリカ国内に存在していた過剰在庫という大きな要因は無視できないが、食糧援助を過剰在庫処理政策の一環としてのみ考えられるならば、世界的な食糧不足傾向の中で開始された対日援助、そしてアメリカが過剰在庫を抱える中で日本側の受入辞退による対日食糧援助の終了をいかに捉えるべきであろうか⁷。

アメリカという援助供与国の存在、その政策決定過程はもちろん重要な要素である。しかし、現実の援助は、供与国と受入国との相互作用の下に成立しているものであり、その限りにおいて一方的解釈でその本質を捉えることはできない⁸。

本稿では、アメリカの対日食糧援助の開始と継続を、世界的に食糧不足傾向であった占領初期のガリオア・エロア援助開始以前の援助 (プレ・ガリオア)⁹から検討し、プレ・ガリオア、MSA、PL480 というそれぞれの援助のはじまりに光を当て、GHQ の統制下において、かつ経済力が弱体化していたという政治的強制と経済的制約の中で、たとえ限られていたとしても、受入国の主張、要求が援助供与に少なからず影響する点を明示したい。

I たたかれた扉と開かれた扉

アメリカの対日政策方針である「降伏後ニ於ケル米國ノ初期ノ対日方針」(1945年9月

¹ ララ (LARA: Licensed Agencies for Relief in Asia) とはアジア救済機関のことである。アメリカ大統領の公認機関として設けられ、アメリカ国内の宗教団体、労組、社会事業団体等 13 団体により組織されていた。

² GARIOA 略語の原表記には、いくつかの種類があるが、正史および日本の公式文書に則って本稿では、Government and Relief in Occupied Areas を占領地救済と訳す。

³ エロア資金 (Economic Rehabilitation in Occupied Area Fund) は、日本および琉球の経済復興に資することを目的として軍事予算から計上されたもので、その買付物資は綿花、鉱産物等各種の工業原料、機械等専ら復興資材が主となっている。

⁴ 連合軍最高司令官総司令部 (General Headquarters, Supreme Commander for the Allied Powers) を以下、GHQ と略す。

⁵ 正式には「農産物貿易の促進および援助に関する 1954 年法 (Agricultural Trade Development and Assistance Act of 1954)」という。

⁶ この点を論じるものとして関下 [1987]、高嶋 [1979] などが挙げられる。

⁷ 1947 年 9 月の時点でトルーマン大統領は、世界の食糧危機のため、自国の食糧消費の節約を要望していた (食糧庁 [1956b] 55 頁)。

⁸ 中山 [1967] 14 頁。

⁹ GARIOA 予算が計上されたのが、47 年米会計年度 (46 年 6 月 - 47 年 7 月) からであり、それ以前は陸軍省予算から「民生供給計画」 (Civilian Supply Program) として支出されていた。詳しくは Brown and Opie [1953] p108。

22日、以下「初期ノ対日方針」は「日本ノ苦境ハ日本国自ラノ行為ノ直接ノ結果ニシテ 連合軍ハ其ノ蒙リタル損害復旧ノ負担ヲ引受ケザルベシ」¹⁰と述べ、また「日本占領及び 管理のための連合軍最高司令官に対する降伏後における初期の基本指令」(45年11月1 日、以下「初期の基本指令」)も、占領軍最高司令官は「日本にいずれの特定の生活水準 を維持し又は維持させるなんらの義務をも負わない」¹¹と明記し、かつ、日本政府の責任 ¹²も強調されているのである。

食糧に限らず、貿易全般は占領初期からGHQに管理されており、日本政府には国外か らの物資が、それぞれ援助物資であるか輸入物資であるか把握できなかつたため、本稿で は、占領開始当時の食糧輸入要請も援助受入政策に含め、限定された中での主体性を 検討する。(表1)

表1 対日食糧援助開始当時の関係年表

年	月	
1945	9	6日、「連合軍最高司令官の権限に関するマッカーサー元帥への通達」
1945	9	22日、「降伏後における米国の初期の対日方針」
1945	9	29日、「本土に於ける食糧需給状況」をGHQに提出
1945	10	7日、GHQ、JCS(統合参謀本部)に必要物資の輸入を要求
1945	10	9日、GHQ、「必要物資の輸入に関する総司令部覚書」
1945	10	10日、GHQ、「輸入物資の報告方に関する総司令部覚書」
1945	10	12日、GHQ、日本の必要物資の輸入は厳重な制限の下で行う旨指令。
1945	10	26日、政府、食糧435万トンの輸入をGHQに懇請
1945	11	1日、「日本占領及び管理のための連合軍最高司令官に対する降伏後における初期の基本指令」
1945	11	9日、第4次食糧増産計画として開墾を中心とする5か年計画要綱決定。
1945	11	13日、GHQ、政府の食糧増産政策の詳細なる報告を要求。
1945	11	13日、閣議、食糧危機非常措置(土地開発、化学肥料確保、未利用資源の開発)決定
1945	11	15日、政府、戦後最初の輸出入計画をGHQに提出
1945	11	24日、GHQ、日本政府に食糧、綿花、石油、塩の輸入許可(しかし目途は立たず)
1945	11	27日、貿易庁設置を決定
1946	1	12日、GHQ、現下の食糧不足は供出方法の不合理不徹底に基づくと言明。
1946	1	26日、マニラから小麦粉1,000トン東京湾に到着
1946	2	9日、主食管理に強権発動の緊急勅令施行
1946	2	10日、食糧300万トンの輸入懇請
1946	2	11日、GHQ、小麦粉200万ポンド引渡に関する覚書公布、食糧放出開始
1946	3	1日、米国に飢餓緊急委員会(FEC)設置され、海外の実状調査と救援運動を積極化
1946	3	9日、政府、米国に食糧25万トン供与を要請
1946	3	14日、GHQ、「輸出手続に関する総司令部覚書」
1946	3	24日、最初の輸入米7千トン横浜港着
1946	3	28日、GHQ、「穀類の輸入許可に関する総司令部覚書」
1946	3	30日、アメリカから食糧輸入の第1船、小麦約2万4千トンを積んで横浜到着
1946	4	13日、米アンダーソン農務長官、日本に対して4.5.6.の3ヶ月間毎月15万トンの小麦その他を供給すべきを発表
1946	4	19日、極東委員会でニュージーランド代表、対日食糧供与に反対
1946	4	20日、極東委員会の経済金融委員会で、対日食糧供給対策をめぐり米濠の意見対立
1946	4	25日、極東委員会、「対日食糧供給に関する極東委員会政策決定」
1946	4	25日、GHQ、「北海道地区に対する輸入米放出許可に関する総司令部覚書」
1946	5	6日、フーヴァー元米大統領、食糧輸入は日本再建の前提なりと声明
1946	5	19日、食糧メーデー、25万人の大衆を動員して皇居前広場で行なわれる
1946	5	19日、GHQ、輸入小麦粉535トンを京浜地区に放出許可
1946	5	20日、マッカーサー、暴民デモを許さずと声明
1946	5	22日、天皇、食糧事情を憂慮、祖国の再建は食生活の安定にある旨、食糧危機の克服を放送
1946	5	29日、GHQ、食糧不足緩和のため肥料の増産措置を要求。
1946	5	30日、政府、食糧非常宣言を発す
1946	6	10日、GHQ、輸入小麦粉1万トンを京浜地区へ放出許可
1946	6	15日、GHQ、73,618トンのアメリカ産穀物受取方を指令、日本軍の隠匿食糧の一部を病院その他へ放出指令
1946	6	24日、GHQ、小麦、コメ22,000トンを京浜地区へ放出許可

大蔵省財政史室編[1976]、外務省特別資料課編[1949a]、[1949b]、食糧庁編[1956b]などより作成。

¹⁰ 外務省特別資料課編[1949a]に所収。

¹¹ 外務省特別資料課編[1949a]に所収。

¹² 岩本[1979]186頁。

1 援助の要請

敗戦後、日本の食糧需給は戦時中以上に逼迫し、一千万人餓死説まで流布した。これは第1に、それまで日本の食糧供給基地であった植民地（朝鮮、台湾、満州）の喪失、第2に、戦争の影響による農業資材・農業労働力の不足、作付面積の減少等によって、国内の食糧生産が大減産となり、これに加えて国家権力の失墜、闇取引への誘惑も加わり、農家の食糧供出量が激減したこと、第3に、敗戦後150万人ともいわれる海外からの引揚者により、消費人口が増大したこと、第4に夏の冷害と秋の風水害などの理由による。

こうした事情を鑑み、日本政府は占領開始直後から、GHQに対し食糧輸入の許可を申請していた。GHQが東京に設置されると当時の食糧管理局が司令部に出頭を命ぜられ、相当量の輸入食糧が必要であると非公式ながらも説明及び要請されてきた¹³。これが正式な要請となったのは、1945年9月29日に「本土に於ける食糧需給状況」がGHQに提出された時のことである。日本政府は、1945年産米の収穫量を5500万石と予想し、穀類約300万トン、砂糖100万トン、コブラ¹⁴30万トン、椰子油5万トンの輸入を要請した。11月8日にGHQに対して行った申請輸入期待量は、表2のようにまとめられるが、これは極東委員会の対日食糧輸出不要論（後述）が伝わる中で引下げるを得ず最低限の輸入期待量は100万トン減の200万トン程度となっている。この一連の日本側の申請は、即座に実現されなかったが、その後の対日食糧輸出・援助基準となった¹⁵。

表2 46米穀年度の主要食糧要請量（日本側提示）

品目	45年		46年		合計
	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	
朝鮮米	50	400	400	0	850
台湾米	50	0	200	0	250
満州大豆	100	300	200	0	600
タイ(シャム)米	0	0	100	0	100
仏印米	100	100	150	0	350
米、加産小麦	96	0	600	550	1246
合計	396	800	1650	550	3396

（単位：千トン）

食糧庁[1958a]77頁より作成。

日本側は、輸入食糧の放出こそが食糧危機の緩和に寄与すると認識し、食糧放出の条件とされた諸々の食糧政策、とりわけ供出促進策には積極的に取り組んだ。

公定価格と闇価格との差が25倍にも及び、農民の間には、食糧の隠匿あるいは闇売りの傾向が増大していた当時、GHQにとっても、食糧危機を進展させた一因である食糧供出の不振は解決せねばならぬ問題だった。

「食糧危機は生産よりも配分の問題である」と指摘されているように、農家の隠匿が予想以上に多く、それが闇市場を通じて消費者へ流出していたのである¹⁶。政府は、46年2月17日、食糧緊急措置令を公布し、強権発動の途を拓くとともに、米の買入価格を2倍に引上げ、同時に、供出した農家に肥料・酒類・農機具・衣料品などの報償物資放出とい

¹³ 食糧庁編[1958a]76頁。

¹⁴ ヤシ油の原料。

¹⁵ 食糧庁編[1958a]27頁。

¹⁶ 食糧庁編[1958a]31頁。

う手段を利用して農家の供出率を向上させようとした。

日本政府は食糧輸入に課せられた条件をクリアすることで、国内の食糧危機を緩和させようとすると同時に、GHQからの輸入食糧の放出を待ち望んでいたのである。

2 対日援助供与基準とアメリカ政府の初期の対応

日本側の対日食糧輸出要請に対しGHQは、10月9日付け覚書「必要物資の輸入に関する総司令部覚書」¹⁷を発し、「初期ノ対日方針」の原則に則りつつ、輸入許可にあたっては、第1に国民生活の最低水準の維持に絶対必要なこと、第2に国内自給の不可能なこと、の2点にわたる証明を要すると厳しい態度をとり、11月には、国内生産の増強が必要であるとの態度であった¹⁸。

アメリカ、そしてGHQの占領初期の食糧政策は、1944年11月16日決定のCAC222a¹⁹が基本となっており、「中国、朝鮮、フィリピンその他の解放地域への需要をまず決定し、供給不足のために全地域の要求に応じ得ない場合は、上記の地域を優先的に取り扱わねばならない」とされ、日本国民の食糧確保問題は優先度の低い課題として位置づけられていたため、食糧輸入は困難を極めていたのである。

当時の被占領地における供与基準は、救済の範囲は占領軍の安全を危うくするような「広範囲の疾病または民生不安」を防止する最小限の枠に制限され、これは、「疾病及び社会不安方式」²⁰と呼ばれ、日独両国に対する初期の救済政策を律する基本原則となる²¹。「疾病及び社会不安」方式の厳格な適用は、11月5日に採択されたSWNCC-107/1(Policy with Respect to Relief in Japan)²²でも確認され、日本政府の自力調達努力を要求している²³。

ワシントンが、日本の食糧供給に冷淡であったのは、1945-46年の世界食糧状況が極めて悪く、連合国や解放地域においてすら飢餓の切迫が伝えられ、配分にあたっていた連合国食糧機構(Combined Food Board)²⁴は食糧援助の要請に忙殺されていた理由もある²⁵。

¹⁷ 外務省特別資料課編[1949b]に所収。

¹⁸ 外務省特別資料課編[1949b]に所収。

¹⁹ 国務省内の関連部局の代表が、当該国・地域についての政策を事務レベルで調整するための委員会をCAC(Country and Area Committees、国・地域委員会)と呼び、極東地域委員会は、1943年10月に設置されている。本文書の邦訳は大蔵省財政史室編[1976]付属資料4-8頁。

²⁰ 大蔵省財政史室編[1976]272頁。

²¹ イタリアを含む解放地域の多くは、大戦の終結に前後してアンラ等の機関の管轄下に移ったが、ドイツ、日本、朝鮮、オーストリアに対する救援活動は、引続き陸軍の管轄下に残り、うち、ドイツ、日本の両国は「疾病及び社会不安」方式の制約下に置かれていた(大蔵省財政史室編[1976]275頁)。

²² SWNCCとは国務・陸軍・海軍3省調整委員会、原表記はState-War-Navy Coordinating Committeeである。

²³ Foreign Relations of the United States, 1945, vol VI, pp. 731-33, United States Government Printing Office, Washington、及び大蔵省財政史室編[1982]582-583頁参照。

²⁴ 1942年6月に戦時機関として設立され、アメリカ、イギリス、カナダで構成されていたが、46年秋、FAOの援助を受け34カ国で構成される国際緊急食糧協議会(International Emergency Food Council)に改組された。

²⁵ 当時のアメリカの食糧事情としてはUnited States Congress Joint Committee [1947]を参照のこと。ニュージーランド代表は、世界的飢餓の原因を作ったのは、日本であると論じ、日本に対する食糧割当権は委員会が持つべきである、と主張した(大蔵省財政史室[1976]276頁)。

当時の食糧事情の悪化は日本だけでなく、ヨーロッパでは小麦が不作で、極東でもコメの不作で輸出余力がなく、中国、インドでは飢餓に瀕する地方さえ見られるという状況であって、米国ではトルーマン大統領が世界の食糧危機を脱するためにアメリカ国内の食糧消費規制をなす旨の声明を発するという状態であった²⁶。(表 3)

表 3 小麦の米国及び世界の年度別持越高

年	米国持高量	世界持高量
1945	279	818
1946	100	387
1947	84	391
1948	196	536
1949	307	662
1950	425	785
1951	396	816
1952	254	649
1953	563	1,243
1954	903	1,813

注、単位は百万ブッセル

出所) 日清製粉株式会社社史編纂委員会編[1955]付録 42 頁より作成。

日本の食糧需給に楽観的な見通しを持ち、かつ日本国民の生活水準をアジア諸地域より高くない水準に抑え、しかもその水準確保に責任を持たないという方針であった GHQ も、日本政府の懇請を受け、次第に実態も判明する中で、食糧問題を巡る治安の悪化は方針の変更を余儀なくせざるを得なかった²⁷。

GHQ は占領行政の円滑化のため、食糧輸入をある程度認めざるを得ず、10 月 9 日、JCS²⁸ に必要物資の輸入を要求している²⁹。11 月 24 日、一定の条件のもとで輸入が原則的に許可されるべきであることを回答するかたわら、アメリカ本国に対し日本への食糧輸出を要請する³⁰。GHQ 担当官は「非常に理解のある同情的態度」で、「何とかしてより多くの食糧輸入を実現させてやりたい」という態度でさえあった³¹。しかし、GHQ は、世界的な食糧不足や極東委員会に対する認識・情報が不足しており、要求が大体において充足されるものと考えていたが、一方ワシントンは、日本の食糧事情を楽観視³²していたこと、対日強硬論が論じられる極東委員会への配慮、さらに当時の世界的食糧不足と解放地域からの援助要請の殺到などにより、対日輸出には消極的な態度を示し、46 年 2 月には、他地域との関係上、日本の最低需要にも応ずることは困難で、日本には如何なる食糧割当も出来

²⁶ 食糧庁編[1958a]77 頁。

²⁷ この点に関しては岩本[1979]が詳しい。

²⁸ Joint Chiefs of Staff、統合参謀本部。

²⁹ SCAP, "Request for Essential Imports", CA52910, October 7, 1945. (大蔵省財政史室編 [1982]583 頁に所収)。

³⁰ Johnston[1953]p.214.

³¹ 食糧庁編[1958a]78 頁

³² アメリカ政府は、終戦前から日本は食糧自給が可能であると楽観しており、GHQ も進駐後直後は、日本政府の懇請にも関わらず、食糧危機は当分おこらないであろうと判断して、9 月 25 日、救済物資の放出計画を中止していたという (大蔵省財政史室編[1976]286 頁)。

ないと通知された³³。

3 対日食糧援助の開始——開かれた援助の扉——

これに対し GHQ は、輸入食糧によって日本の食糧配給制度を持続しなければ、占領政策は極めて困難な事態に直面せざるを得ないことを明らかにし、ワシントンの措置に対する強硬に抗議する³⁴。

そこで GHQ の抗議に応じて、3 月に農務長官アンダーソンの特別使節としてレーモンド・L・ハリソン大佐を団長とする食糧使節団や、アメリカ飢餓緊急対策委員会（委員長フーバー元大統領）が来日し、GHQ の要請を支持する報告を提出する。ハリソン使節団は、司令部の要請を支持して、7 月以降の半年間の追加必要量は後日決定するも、4-6 月に日本に対して 60 万トンの食糧を積出すべきであると勧告し、フーバーは、陸軍長官に日本・朝鮮の食糧危機は切迫しており、アメリカは両国に特別な責任がある、と強調し GHQ の主張を支持した³⁵。

日本政府、GHQ の対日食糧輸出要請はハリソン、フーバーなどを通じて裏付けられ、5 月から 10 月にかけて 68 万トンの対日食糧輸出、放出が実施される³⁶。この放出量は、日本側が当初要望していた 25% 弱であったが、放出に際してはその時期および地域が慎重に選択されたため、食糧不足に基づく政治的・社会的危機を回避するにあたって重要な役割を果たした、と評価されている³⁷。

食糧危機が最も深刻な事態を迎えたのは、1946 年の春であった。2 月から始まった配給の遅れは、5 月には北海道の一部で 2 カ月分の欠配などという著しいものになった。遅配に困窮した食糧消費者と、強権供出におびえる農民は、各地でそれぞれ大衆行動に訴え、5 月、皇居前広場で開かれた食糧メーデーでそれが一気に爆発した。25 万人が皇居前に集まり、食糧問題に関する要求と並んで、政治的要求も掲げられた³⁸。空腹という現実や食糧行政への不満に加えて、社会に充満したある種の開放感、大衆運動を指導する左派勢力、4 月総選挙を受けた内閣総辞職後の政治的空白など、さまざまな要因を背景として、食糧危機は政治危機に転化したのである。GHQ がデモを禁止する一方で、京浜地区に重点的に小麦などの輸入食糧を緊急放出したことは、危機の高まりを物語っている。（表 1 参照）

しかし、大衆運動がいかに激化しようとも、その要求を満たすべき追加的な食糧供給源は国内に存在しないため、国内的努力で食糧問題を解決するのは困難であり、結局のところ、食糧危機解決の鍵は、GHQ の手中にあった。つまり、貿易を管理していた GHQ による食糧輸入許可、あるいは援助供与に委ねられていたのである。

何度となくたたかれた援助の扉は、食糧危機が顕在化するに従って、円滑な占領行政を望む GHQ の利害と一致し、GHQ のワシントンに対する強固な要請と相俟って開かれるに至ったのである。

以上の対日食糧援助はブレ・ガリオアと位置付けられ、47 米国会計年度（46 年 7 月か

³³ Johnston[1953]p.214.

³⁴ Johnston[1953]p.214.

³⁵ 大蔵省財政史室編[1976]287 頁。

³⁶ GHQ による最初の救済物資は、1945 年 8 月末、横浜市役所へ放出されたトラック 31 台分とされている（大蔵省財政史室編[1976]287 頁）。

³⁷ 岩本[1979]188 頁。

³⁸ 大川[1995]41 頁。

ら 47 年 6 月) から開始されるガリオア援助へと拡大しながら継続していく³⁹。

II 対日食糧援助の継続要因

アメリカ飢餓緊急対策委員会の委員長であったフーバーの来日は、単に食糧援助の支持を支持しただけでなく、学童の栄養改善を目的とした学校給食事業が制度化される契機となった。当時の食糧不足、そして食糧輸入に必要な外貨不足の中で、学校給食は対日援助に依存せざるを得ず、これが占領後も食糧援助受入の一因となる。II.1 では民間団体であるララの存在に着目し、学校給食事業の開始をまとめ、II.2 では、ガリオア・エロア援助終了後も給食事業継続のため引続き援助受入が望まれ、日本政府の援助受入目的が、講和後は援助物資受入に限らず多岐にわたった点を論じ、II.3、II.4 で、MSA 交渉では抑えられた日本側の主体性が、PL480 に基づく交渉へと移るに伴い受入量の削減、辞退を見据え、事実、アメリカから有利な条件を引き出していく過程を検討する。

1 学校給食の開始

敗戦後、疎開先から戻ってきた 60 万人とも言われる都市部の学童を待ち受けいていたものは、廃墟と化した街並みや学校と、食糧不足などによる教育環境の悪化であった。

1946 年、日本の食糧事情を目の当たりにしたフーバー元大統領は学童の栄養状態に驚き、マッカーサーに学校給食再開を進言する。この進言がきっかけとなって学校給食が再開されたのであるが、この経緯については学校給食十五周年記念会編[1962]にて論じられているため、本稿では援助受入政策に限定した上で、アメリカ政府、GHQ、そしてアメリカの民間団体であるララが占領期の学校給食事業の開始に決定的な役割を果たし、講和条約締結に伴う援助の終了が、学校給食制度存続の危機に瀕し、結果的に援助継続を要請する一因となった点を考察する。

学校給食の開始に際し GHQ は当初、農林、厚生、文部、大蔵などの各省庁幹部をよび集めて、「米で給食はできないものか」と切り出したが、この時「とても学童にまわす米はない」と食糧庁長官は答えたという⁴⁰。

日本政府は文部省を通じて当初 GHQ 民間情報教育局に学校給食の開始と援助を要請したのであるが、話が進まず、GHQ 公衆衛生福祉局局長サムス⁴¹に話を持っていった。その後 46 年 10 月、GHQ 公衆衛生福祉局から学校給食実施について援助の申出があり、ここに関係各省協議の結果 12 月 11 日、文部、厚生、農林三省次官通達「学校給食の普及奨励について」が各地方長官にあて発せられ、翌 47 年 1 月、学校給食が再開された。それに先駆けて、1946 年 12 月、GHQ・ララ（アジア救済機関）の支援で東京、神奈川、千葉の学童 25 万人を対象に、学校給食が試験的に実施されている。

戦後の学校給食の幕開けにはララ物資⁴²の存在が不可欠であった。GHQ 公衆衛生福祉局

³⁹ガリオア・エロア援助の展開については大蔵省財政史室編[1976]、[1983]、大蔵省理財局見返資金課[1952]等を参照のこと。

⁴⁰高嶋[1979]112 頁。

⁴¹公衆衛生福祉局 (Public Health and Welfare Section)、局長は、医学博士号を取得していたサムス (C.F.Sams) 大佐であった。詳細は Sams[1962]を参照のこと。

⁴²第 2 次世界大戦後のアジア、特に日本、朝鮮などの生活困窮者を救済するため、アメリカの一般国民の寄付によって、バター、ジャム、缶詰、米、小麦粉、衣料、石鹸、靴、医薬品などの救援物資を供与された (思想の科学研究会[1978]147 頁)。この団体について

の監督下に配給されたララ物資は、窮乏者に対しては人種、信仰または政治的背景に関わりなく無償で配布することになっており、1952年6月の援助打切まで総量16,208トン、円に換算しておよそ400億円に達した。この配分計画はララ、GHQ、厚生省、民間人を含んだララ救援物資中央委員会を厚生省内に組織し策定され、扶養者のない幼児、戦災者、引揚者などを保護するため社会事業施設(約1,750)の被収容者、その他災害地、学童給食などに特別配給をし、総人口の15%、1,400万以上の人々がその恩恵を受けた⁴³。

なお、49年10月以降ユニセフからも援助を受け、その寄贈ミルクによって全国55校がモデル校として選ばれ、58,000人の児童に対して、ミルク給食が実施された。これは脱脂粉乳の対日無償供与を望むGHQ公衆衛生福祉局とユニセフとの協議によって決定されたものであり、日本政府以上に、当時の国内食糧事情改善に寄与したGHQの存在は看過できない⁴⁴。

はじめ三都県の試験事業であった学校給食は、翌47年から全国の都市部の小学校にも拡大されたが、対象人員が急増したのは、保護者が支払う脱脂粉乳購入価格のうち、原価、船賃および保険料は見返資金⁴⁵でまかなうことになり、負担額が軽減された1950年のことである⁴⁶。アメリカの脱脂粉乳や小麦が過剰傾向にある中で、GHQから小麦粉が無償放出され、副食と脱脂粉乳を中心とした補完給食から、主食パンを含めた完全給食が登場したのである。この小麦援助は当時、朝鮮戦争勃発前の小麦過剰傾向の中で実施されたものであり、アメリカの過剰在庫の削減に多少なりとも貢献した。(表3)

世論の支持もあり、1951年2月から完全給食は全国の都市部に拡大されることになるが、その4ヶ月後ガリオア援助終了に伴い、アメリカの小麦贈与は打ち切りとなってしまう。

見返資金から学校給食事業への支出もGHQに反対され、財源を絶たれた文部省は全額国庫負担で給食継続をはかったのであるが⁴⁷、11月から翌年3月までの補正予算計上をめぐり、大蔵省と対立する。「支給人員を縮小しても予算の範囲内で学校給食を継続させたい」と発言する文部大臣に対し、大蔵大臣の池田勇人は、「給食の国庫負担は打ち切り、生活保護など別途の面で考慮すべきである」と主張していた⁴⁸。

結局、51年度末までは見返資金および一般会計から繰入を行い、それによって脱脂粉乳、小麦粉の無償供給は続けられ、保護者負担分は輸送費、副食材料費、調理費負担となる⁴⁹。しかし大蔵省の国庫負担削減方針は強く、翌52年度から全額国庫負担制度が、小

は、注1参照。

⁴³ 1949年10月には、ララ物資の受領・配給をGHQの管理から離し、日本側とララ側の直接交渉となった(思想の科学研究会[1978]147頁)。

⁴⁴ 当時は国際連合児童緊急基金とされていた。ユニセフからの寄贈物資は1954年12月まで継続したが、日本に復帰したばかりの奄美群島の児童約5万人に対しては62年3月まで継続される。GHQとユニセフとの協議については公衆衛生局局長であったサムの回想録であるSams[1962]邦訳127頁を参照。

⁴⁵ 主に援助物資の国内販売資金のことをいうが、その性格は占領期と講和以後で異なる。詳細は大蔵省理財局見返資金課[1952]、大蔵省財政史室編[1983]、柴田[1999]を参照のこと。

⁴⁶ 当初は八大都市(東京、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸、広島および福岡)に限られていた(学校給食十五周年記念会編[1962]36頁)。

⁴⁷ 51年9、10月分の予算5億円は見返資金で賄うことが決定された。

⁴⁸ 学校給食十五周年記念会編[1962]55頁。

⁴⁹ 食糧庁[1958b]336頁。

麦粉のみの半額国庫負担と変化し、保護者負担が増え、全国で 3000 校、30 万人の児童の給食が中断された⁵⁰。

2 ガリオア終了後も望まれた対日援助

1953 年、風水害と米の凶作が生じ、各地で表面化した欠食児童の救済が社会問題に発展する。学校給食の法制化が要求され、54 年 5 月、学校給食法案が可決された。しかし、国庫負担には依然と大蔵省が難色を示しており、文部省はアメリカで構想段階であった余剰農産物処理法（PL480）を、日本の学校給食を支える頼みの綱として期待していた。

逆にアメリカ側は、日本側の事情を視野に入れた上で、余剰小麦が処理できるならば、現地通貨払いや学校給食への無償贈与などで妥協してもメリットはあると考えた。学校給食への援助はアメリカ産小麦の宣伝材料でもあり、これを通じて児童に粉食を定着させ、消費者層の更なる拡大を望んだのである⁵¹。

日米間交渉の中で、PL480 によって取引される余剰農産物は、外貨でなく円払いも認められ、しかもその 25% が学校給食用に贈与されることが確定されたために、外貨不足に悩む大蔵省も、学校給食事業の予算増額が見込めない文部省も意見は一致した。

ガリオア・エロアの終了以降、世論の支持を得ていた学校給食の普及という政策目標が、存続の危機に瀕し、それがさらなる援助受入の誘因となった。学校給食は、各所管官庁の対立、協調が絡んで更なる援助の受入要因となる特徴的な一例なのである。

見返資金を愛知用水や八郎潟干拓事業などの管轄事業資金源として利用を望んだ農林省、外貨節約・均衡財政を目指す大蔵省、産業基盤整備に利用したい通産省、安価な食糧を望む消費者などを背景に援助供与は継続する。

ここに外貨節約効果、見返資金などを求める援助受入要因の一面が指摘できるが、講和条約締結後の援助受入は、日本の食糧不足、外貨不足、財政資金不足という受入要因の存在以上に、アメリカの余剰農産物——その多くは小麦、脱脂粉乳である——の肥大化という供与要因があってはじめて成立し、相互の要因が連動して実現に至ったと評価できる⁵²。

3 MSA 援助受入——抑えられた主体性——

学校給食事業の継続という政策目的が PL480 に基づく 1 つの援助受入要因になったのであるが、PL480 に基づく援助の前に、MSA550 条に基づき援助が行なわれていた。

前述のように、講和後も日本は依然として外貨不足を抱え、原材料、食糧ともに輸入量の増加が困難な状態であった。1953 年 9 月末まで、日本のドル保有高は増加傾向にあったのであるが、ポンド不足に悩んでおり、IMF から総額 2,230 万ポンドの借入を行っていた⁵³。世銀の対日融資が開始され、アメリカの MSA が改正されたのもこの 1953 年のことである。

⁵⁰ 学校給食十五周年記念会編[1962]113 頁。

⁵¹ 学校給食に並んで市場開拓目的事業とされる代表的事例が、キッチンカー事業である。キッチンカーとは 1956 年から 61 年にかけて日本全国の農村を巡回した調理機能付きのバスのことで、小麦を利用した献立が紹介され、粉食普及に寄与した。日本市場開拓事業の一環と位置付けられ、資金は、余剰農産物の国内売却円貨の米国側使用分を中心にまかなわれた。詳しくは高嶋[1979]を参照のこと。これも PL480 に基づく援助で確定された。

⁵² こうして海外から小麦が大量に流入し、製粉工場の臨海地域移転の促進、国産小麦（内麦）生産量の減少など、日本国内に様々な影響を与えることになる。

⁵³ 日本貿易研究会編[1967]543 頁。

MSA の改正法は第 550 条において、1 億ドル以上 2.5 億ドル以下の資金を、余剰農産物輸出による援助に用いると定めており、外貨不足に悩む日本政府は、この法案審議に注目し、米政府の意向を探ることになる⁵⁴。

1953 年 6 月に外務省は MSA 第 511 条に関する米国の公式見解を明らかにしようと、国内治安及び防衛力増強についての質問書⁵⁵を送っていたが、その年の夏に成立したばかりの MSA 第 550 条についての検討が迫られていた。

54 年 3 月に MSA 関連 4 協定⁵⁶が締結されるまで、池田・ロバートソン会談が行なわれ、それに平行する形で、例えば援助受入の関係官庁の一つである通産省では、協定締結 4 ヶ月前の 10 月に以下の 9 項目について外務省を通じアメリカの意向を探っている⁵⁷。

その内容は、第 1 に、日本が「当該協定を締結する場合、いかなる積立円貨の使途を米国側は考慮している」のか明らかにすること。

第 2 に、通産省としては「積立円貨の使途として第 550 条 c 項第 5 号の『友好国における国内需要のための生産を増加するための無償援助』を適用せしむべく努力することが必要と認められる」こと。

第 3 に、「前項の使途が認められない場合は、米国余剰農産物の買付は米国による援助ではないのであって、円貨支払の対価として余剰農産物を買付けることとなるのであって、通常の余剰農産物輸入に比して有利な点としては、単に外貨支出が節約しうることのみで」であり、「この場合といえども積立円貨が従来特需として調達されていたような物資の調達のために振り向けられるのであれば、取得しうべき弗貨が減少する結果となり、前述の外貨節約の有利性も失われる」こと。

第 4 に MSA 第 550 条に基いて購入した余剰農産物から製造された製品例えば小麦を購入した場合の小麦粉、棉花を購入した場合の綿糸布を米国の承認なしで他国に再輸出若しくは転送することができるのか。

第 5 に「購入を希望し、当該購入のための資金割当を受けた国が、1953-1954 米会計年度中に割当数量全部の購入を行うことができず、一部購入不履行に終わった場合当該国は如何なる制裁を受けることとなるか」。

第 6 に「購入する品目の品質、規格について当方の希望が認められるか否か」、他に積立円貨の利子、貨物引渡の時期、買付価格といった 9 項目である。

このうち、特に第 2、第 3 点で日本側に有利となるための交渉方針が提示されたのであるが、結果的にこれは認められなかった。大蔵省も、長期円借款の割合を高め、域外買付の割合を抑え、コメの輸入削減などの前提条件⁵⁸を考慮していたが、この譲歩が得られるには、その後の余剰農産物協定まで待たなければならなかった。

日米間交渉では、援助物資の国内払下資金である見返資金の管理・利用方法が争点の一つとなったが、結局、アメリカの MSA 第 550 条により、購入される農産物 5,000 万ドルのうち 4,000 万ドル相当額の円貨がアメリカ側の現地調達資金として利用され、残りの

⁵⁴ 大蔵省財政史室編[1995]103 頁。

⁵⁵ 山手編[1954]37-75 頁には MSA 協定交渉経過が詳細に検討されている。

⁵⁶ 「日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定」、「農産物の購入に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」、「経済的措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」、「投資の保証に関する日本国とアメリカ合衆国との協定」の 4 協定である。

⁵⁷ 通産省[1953]。

⁵⁸ 大蔵省財務参事官室[1954]。

1,000 万ドル相当額の円貨が日本へ贈与されることになった⁵⁹。この時の日本側のメリットとしては、5,000 万ドル分に限りアメリカ産小麦の円払いが認められ、これは外貨節約になり、また 1,000 万ドル分が贈与として見返資金となった点である。

贈与分にしても日本の防衛・軍需産業に対する資金となり、しかも見返資金の配分についてもアメリカの意向に強く左右されたため、経済援助を望んでいた日本側の満足は得られなかったが⁶⁰、これは、MSA 第 550 条に基づく具体的な処置がアメリカ側でも検討中だった 53 年 9 月上旬の段階で少なからず想定されていた。

新木大使から外務大臣に宛てた文書、「MSA 資金に依る余剰農産物処理に関する件」⁶¹では、「日本が農産物を買付けた結果、見返りに積立てた円の用途については国防省が所管し本来の MSA 軍事援助目的に使用」し、「見返り円は現在の狭義の特需に代替するものではなく」、また「電源開発等経済目的に使用する可能性は少ない」との回答を受取っており、アメリカ側の意向は認識していたのである。

MSA 交渉開始以前の 1953 年 6 月、駐日大使となったアリソンが、MSA 援助はアメリカが日本政府に押しつける性質のものではなく、それを望むかどうかは日本の自由であると述べ、日本側の主体性を強調していたのにもかかわらず、第 550 条が付加された改正後は、抑えられたものとなった⁶²。

4 体現化された主体性——PL480 に基づく援助——

MSA 協定締結後も、引続き日本は次年度以降の食糧援助をどのような形式で受入れるか検討していた。それを裏付ける資料として、54 年 4 月、在米特命全権大使であった井口貞夫の外務大臣に宛てた「余剰農産物買付に関する件」⁶³が挙げられる。

この文書は第 1 に、米国議会、FOA⁶⁴ 及び農務省が、次年度も余剰農産物を緩和した条件で輸出することにより、過剰在庫の捌口を緊急に見付けることに焦慮していることや、國務省が、MSA 第 550 条より条件緩和に賛意を表しながらも、この政策を根本的長期的に妥当であるか批判的であると、アメリカ政府内の論調を報告している。

第 2 に、「来年度過剰農産物処理立法は本年度 MSA550 条と根本的に性格が変更されることが期待され」、日本側としても、見返資金の用途等について 53 年度と異なり、「特に新しい提案があるならば、早目にこれを関係方面に説明し、このような提案が盛られた法案が立法化されるよう運動する必要がある」と日本側の対応を考慮している。

第 3 に、日本側の交渉方針にあたって、農産物価格引下交渉と見返資金の用途については、事前に考慮が必要であろうとしている。

これは翌年 5 月に調印された「農産物に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」

⁵⁹ この条約の内容は大蔵省財政史室編[1995]に詳しい。

⁶⁰ 日本側の受入目的は再軍備というよりも外貨節約など他の経済政策的側面にあり、見返資金を産業資金に利用しようとしたのであるが、MSA 協定では、その目的は完全に達成されなかった、と評価される（安原[1988]）。詳細は大蔵省財政史室編[1995]103-108 頁を参照のこと。

⁶¹ 新木[1953]9 月 2 日の文書。

⁶² Allison[1973]pp.215-216（強調は引用者）。

⁶³ 井口[1954]4 月 19 日の文書。

⁶⁴ Foreign Operation Administration（対外活動局）と呼ばれ、1953 年から 55 年まで設置された経済援助機関である。Kaufman [1982]、United States Congress Joint Committee[1956]などを参照のこと。

(第1次協定)に反映され、前述の「余剰農産物買付に関する件」で「SCAP時代の見返り資金と同様、見返り資金の名義を日本政府としその用途については米国政府と協議するという方式も可能性がある」と示唆された方式が認められた⁶⁵。

この背景には、軍事援助とセットとされるMSAが国際的に批判され、さらに農産物の過剰在庫傾向が高まり、受入側に有利な条件を提示しようとしたアメリカ側の事情も看過できない⁶⁶。MSAからPL480へと変化するに伴い、その条件をめぐって恩恵を受けたのは日本に限らず、PL480に基づく援助協定を締結する様々な国・地域に与えられていた。

しかし、「防衛力の充足が不十分とみられているわが国については、新立法の方式の如何に拘らず、見返り資金を防衛力充足に使用すべきであるという議論が相当強く主張される公算のあることである」⁶⁷など、日本固有の条件を注意しており、「日本が希望条件が十分に満たされない場合においては、買入数量をある程度減少させることもやむをえない」として交渉に臨んでいた。受入削減という選択肢が、過剰在庫を抱えていたアメリカ側に対して有利な交渉カードとなったのである。

第2次協定では懸案となっていたコメが日本側の要求通り対象から除外され、見返資金の日本側使用分も引上げられ、第3次協定に至っては日本側からの辞退という形で、対日食糧援助は終了に向かう⁶⁸。

おわりに

本稿の目的は、プレ・ガリオア、MSA、PL480といった対日食糧援助のそれぞれのはじまりと、その背後に見え隠れする受入側の要請や主張を検討することにあつた。少なくとも、日米間の援助供与には供与国のみならず、限定されながらも存在する受入側の主張、あるいは要因に影響されていた。プレ・ガリオアに限っていえば、占領行政の円滑化というGHQの利益と一致し、当初消極的だったアメリカに対日食糧援助を開始させる際に、GHQが強力な味方とさえなつた。学校給食も講和後は、その支援もなくなつたのであるが、アメリカの過剰在庫傾向といった供与国側の要因が、受入側に有利な条件を提示するに至つたのであつた。

それぞれの援助の共通点として、開始以前からの受入側の要請が、実際の供与に少なからず影響することが指摘できるが、3つの援助受入の相違点も同時に提起できる。つまり、プレ・ガリオアでは、供与側からのメニューの提示もなく、ただひたすらに援助受入を要望し、そのために様々な国内的努力が課せられたのに対し、MSAでは、受入側が提示されたメニュー以外に関心がありながらも、メニューの中から選ばざるを得ず、そしてPL480では、受入国がメニュー作成段階から自国の要望を伝え、周囲の状況をみながらそれを選択していった、と区別できる。ここで留意すべきことは、日本にとってアメリカが唯一の援助供与国であつたのに対し、アメリカにとって日本は、たとえ重要な地位であつたにせよ、被援助国のひとつに過ぎなかつたという事実であり、この点に関しては更なる考察が求められる。

受入量の削減、あるいは辞退を視野に入れた日本側の対応が、経済復興の進展やアメリカ

⁶⁵具体的な借款・返済条件などについては澄田・鈴木編[1957]489-493頁を参照のこと。

⁶⁶United States Department Agriculture[1960]、Witt [1954]などが詳しい。

⁶⁷井口[1954]。

⁶⁸澄田・鈴木編[1957]489-493頁。赤根谷[1992]は、この要因を日本の多角間貿易関係か

カ産農産物過剰在庫傾向と軌を一にしていることは否めないが、自国の条件を踏まえた上で、何がどのように主張され、いかなる結果をもたらしたのか、その経緯を検討する意義は薄れてはいない。

<参考資料>

新木（在米）大使[1953]「MSA 資金に依る余剰農産物処理に関する件」（外務省外交史料館 E'-0016-1-0042）

井口貞夫（在米特命全権大使）[1954]「余剰農産物買付に関する件」（外務省外交史料館 E'-0016-4-0113）

大蔵省財務参事官室[1954]「新年度の米国余剰農産物について」大蔵省財政史室編[1998]所収。

通産省[1953]「MSA550 条に基く余剰農産物の買付に関する問題点」（外務省外交史料館 E'0016-1-0187）。

<参考文献>

赤根谷達夫[1992]『日本のガット加入問題』東京大学出版会。

岩本純明[1979]「占領軍の対日農業政策」中村編[1979]所収。

大川裕嗣[1995]「戦後食糧危機と農業政策」『NIRA 政策研究』Vol.8 No.7 総合研究開発機構。

大蔵省財政史室編[1976]『昭和財政史——終戦から講話まで』第 3 巻、東洋経済新報社。

—— [1982]『昭和財政史——終戦から講話まで』第 20 巻、東洋経済新報社。

—— [1983]『昭和財政史——終戦から講話まで』第 13 巻、東洋経済新報社。

—— [1995]『昭和経済史——昭和 27-48 年度』第 5 巻、東洋経済新報社。

—— [1998]『昭和経済史——昭和 27-48 年度』第 18 巻、東洋経済新報社。

大蔵省理財局見返資金課[1952]『見返資金の記録』大蔵財務協会。

外務省特別資料課編[1949a]『日本占領及び管理重要文書集 第 1 巻 基本篇』（復刻版は日本図書センター、1989 年）。

——[1949b]『日本占領及び管理重要文書集 第 4 巻 経済篇 II』（復刻版は日本図書センター、1989 年）。

学校給食十五周年記念会編[1962]『学校給食十五年史』学校給食十五周年記念会。

思想の科学研究会編[1978]『日本占領研究事典』徳間書店。

柴田茂紀[1999]「日本の援助受入政策とその時代背景」『社会科学』第 61 号、同志社大学人文科学研究所。

食糧庁編[1956a]『食糧管理史』第 4 巻、統計研究会。

——[1956b]『食糧管理史 価格篇・資料』統計研究会。

——[1958a]『食糧管理史』第 5 巻（上）、統計研究会。

——[1958b]『食糧管理史』第 5 巻（下）、統計研究会。

澄田智・鈴木秀夫編[1957]『財政投融资』財務出版。

関下稔[1987]『日米貿易摩擦と食糧問題』同文館。

ら検討している。

- 高嶋光雪[1979]『アメリカ小麦戦略』家の光協会。
- 中村隆英編[1979]『占領期日本の経済と政治』東京大学出版会。
- 中山伊知郎[1967]「援助における2つの立場」『世界経済』3月号。
- 日清製粉株式会社社史編纂委員会編[1955]『日清製粉株式会社史』日清製粉株式会社社史編纂委員会。
- 日本貿易研究会編[1967]『戦後日本の貿易20年史』通商産業調査会。
- 安原洋子[1988]「経済援助をめぐるMSA交渉」『アメリカ研究』22号、アメリカ学会。
- 山手治之[1954]「日米防衛援助協定交渉経過録」『立命館法学』立命館大学人文科学研究所。
- Allison, John M.[1973], *Ambassador from the Prairie, or Allison Wonderland*, Houghton Mifflin.
- Brown, William Adams and Opie, Redvers [1953], *American Foreign Assistance*, The Brookings Institution, Washington, D.C.
- Johnston, B.F.[1953], *Japanese Food Management in World War II*, Stanford University Press.
- GHQ, SCAP [1952a], *History of the Nonmilitary Activities of the Occupation of Japan, 1945-1951, 36, Agriculture*, SCAP, Japan (竹前栄治・中村隆英監修『GHQ日本占領史 第41巻 農業』日本図書センター、1998年)。
- [1952b], *History of the Nonmilitary Activities of the Occupation of Japan, 1945-1951, 52, Foreign Trade*, SCAP, Japan (竹前栄治・中村隆英監修『GHQ日本占領史 第52巻 外国貿易』日本図書センター、1997年)。
- Kaufman, Burton I. [1982], *Trade and Aid*, The Johns Hopkins University Press.
- Sams, C.F.[1962], “Medic”, mimeo (一部が竹前栄治編訳『DDT革命』岩波書店、1986年)。
- United States Congress Joint Committee [1947], *Food Prices, Production, and Consumption*, 80th Congress 1st Session Joint Committee Print, United States Government Printing Office.
- [1956], *Foreign Economic Policy*, 84th Congress 2nd Session Senate, Report No. 1312, United States Government Printing Office.
- United States Department Agriculture[1960], *Agricultural Statistics 1959*, United States Government Printing Office.
- Witt, Lawrence [1954], “Consideration in Evaluating the Effect of Foreign Aid Programs on Trade in Farm Products”, *Journal of Farm Economics*, Vol.36, No.5.